

## 議 事 日 程

- |       |        |                        |
|-------|--------|------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名について         |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について              |
| 日程第 3 |        | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明      |
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 遠軽町税条例の一部改正について        |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 遠軽町都市計画税条例の一部改正について    |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について  |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第1号） |
-

《平成24年5月9日》

## 平成24年第2回

### 遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

平成24年5月9日（水）午前10時00分開会

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明  
日程第 4 議案第 1号 遠軽町税条例の一部改正について  
日程第 5 議案第 2号 遠軽町都市計画税条例の一部改正について  
日程第 6 議案第 3号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 7 議案第 4号 平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）

#### ◎出席議員（16名）

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 17番 | 浅水輝彦君 | 1番  | 石田通行君  |
| 2番  | 今村則康君 | 4番  | 林照雄君   |
| 5番  | 黒坂貴行君 | 6番  | 松田良一君  |
| 7番  | 岩上孝義君 | 8番  | 山田和夫君  |
| 9番  | 岩澤武征君 | 10番 | 杉本信一君  |
| 11番 | 山谷敬二君 | 12番 | 高橋眞千子君 |
| 13番 | 荒井範明君 | 14番 | 阿部君枝君  |
| 15番 | 奥田稔君  | 16番 | 高橋義詔君  |

#### ◎欠席議員（2名）

- 議長 18番 前田篤秀君 3番 清野嘉之君

#### ◎列席者

- 町長 佐々木修一君 教育委員会会長 富永史朗君  
代表監査委員 秋保利勝君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務課長	寒河江陽一君
財政課長	太田守君	住民生活課長	渡辺喜代則君
税務課長	鈴木光男君	会計管理者	小野寺健君
生田原総合支所長	岡村宏君	丸瀬布総合支所長	工藤敏広君
白滝総合支所長	池田博利君	教育長	河原英男君
教育部長	橋本健一君	教育部次長	藤江敏博君
総務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	舟木淳次君

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

---

◎開会宣告

○副議長（浅水輝彦君） 本日をもって招集されました平成24年第2回遠軽町議会臨時会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○副議長（浅水輝彦君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○副議長（浅水輝彦君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

なお、前田議長、清野議員より欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成23年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第7までとなっております。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長（浅水輝彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、石田議員、荒井議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○副議長（浅水輝彦君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

杉本議会運営委員長。

○10番（杉本信一君） —登壇—

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成24年第2回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○副議長（浅水輝彦君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○副議長（浅水輝彦君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件の要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） —登壇—

平成24年第2回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、第1回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告をいたします。

まず、陸上自衛隊の協力によるエゾシカ捕獲事業についてであります。北海道、遠軽町、陸上自衛隊北部方面隊及び北海道森林管理局の4者連携によるエゾシカ捕獲事業が3月26日から28日までの3日間、丸瀬布地域の上武利、上丸、金山の国有林林道を主とする4カ所で行われました。この事業は、オホーツク総合振興局内では初めての取り組みでありまして、陸上自衛隊による偵察や捕獲個体の運搬、北海道森林管理局による道路の除雪などを連携して行い、エゾシカの効率的な捕獲を試みとして実施されたものです。

初日には、陸上自衛隊の隊員40人、道職員18人、猟友会遠軽支部のハンター27人、町職員15人、網走西部森林管理署員2人による総勢102人の体制で、陸上自衛隊のヘリコプターによるエゾシカの分布状況調査や作戦会議を経て、猟友会員が8台の車に分乗して移動しながら、流し猟式で捕獲するという方法で行われました。

実施結果については、3日間で延べ300人が参加し、初日に22頭、2日目13頭、3日目11頭の計46頭を捕獲したところであります。この事業が一定の成果を上げるとともに、無事故で終了したことについて、地元猟友会の皆様を初め関係機関の御支援に対し厚くお礼を申し上げます。

次に、自衛隊関係についてであります。国連平和維持活動第6次隊として、2月10日に野村連隊長を派遣隊長とする317人の救援隊の中心部隊として、第25普通科連隊から75人の隊員がハイチ共和国に出発し、8月までの約半年の間、その任務に当たっております。家族を残し、過酷な任務につかれています隊員を激励するため、4月20日から25日までの日程により、存置期成会の役員とともにハイチ共和国を訪問してまいりました。

現地では、大地震により壊れた道路の補修作業などの復興支援活動の説明を受けたとこ

ろであり、特に他国の救援隊では困難とされた小学校の解体作業を自衛隊が引き受け完遂したことから、現地での自衛隊に対する評価が高いものであると実感いたしました。このように、高い士気を持って任務を果たされている隊員に対し、酷暑の地で日本の代表としての活躍に敬意を表するとともに、任務を完遂して元気に帰国されるよう激励したところでもあります。

また、帰路には、ニューヨークの国際連合本部において、国際連合日本政府代表部西田特命全権大使を表敬訪問し、有意義な意見交換ができたところであり、今回の訪問では派遣隊員への激励はもとより、遠軽駐屯地の存置活動についても一定の効果があつたものと考えているところです。

次に、匠のアスパラ料理フェアについてであります。本町も参加しておりますオホーツクえんがる産業振興協議会主催のもと、本年もゴールデンウィークが始まる4月27日から6月10日までの期間で行われているところです。これによりまして、地域資源のブランド力向上と地域産業の振興が図られるとともに、飲食店等が活性化することを期待するところです。

4月28日には、太陽の丘えんがる公園並びに丸瀬布森林公園いこいの森をオープンしたところです。当日は、初夏を思わせるような気候のもと、太陽の丘えんがる公園では、虹のひろば管理棟においてオープンイベントを行ったほか、森林公園いこいの森では、昨年度整備しましたセンターハウスのテープカットが関係者により行われ、装いも新たにオープンいたしました。

また、SL雨宮21号を半年ぶりに運行したほか、新たに軌道用自転車の運行を始めたところです。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

議案第1号遠軽町税条例の一部改正、議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正及び議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の一部改正等に伴い条例の一部を改正するものです。

次に、議案第4号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳入については、財政調整基金繰入金を補正するものです。歳出については、岩手県宮古市への職員災害派遣に伴う旅費、遠軽地区広域組合リサイクルセンターの発泡スチロール減容機火災損傷に伴う機械更新に係る負担金、丸瀬布学校給食センターの給食配送車事故破損に伴う車両購入等の経費を計上したところです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の大要です。御審議を願う議案につきましては、その都度担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎日程第4 議案第1号から日程第6 議案第3号

《平成24年5月9日》

○副議長（浅水輝彦君） 日程第4 議案第1号遠軽町税条例の一部改正について、日程第5 議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正について、日程第6 議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について、以上、議案3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木光男君） 議案第1号遠軽町税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正等が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては参考資料により御説明いたしますので、5ページの次にあります遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

町民税の申告につきましては、公的年金所得のみの者が、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、現在は申告をしなければなりません、申告手続簡素化のためこれを不要とするものであります。施行日は、表中右端の施行年月日欄に、それぞれ条項ごとに記載してありますので御参照願います。

次に、固定資産税の納税義務者等は、地方税法施行規則の条変更に伴う規定の整備であります。附則のアの附則第10条の2第1項は、下水道の機能を阻害する汚水の排出を防ぐため、使用者が設置する除外施設に係る課税標準を4分の3とするものであります。

同条第2項は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された雨水貯留浸透施設に係る課税標準を3分の2とするものであります。

イは、地方税法施行規則の項変更に伴う規定の整備であります。

ウは、見出しの年度を平成24年度から26年度までに改めるものであります。

エは、据置年度である平成25年度と26年度において、地価が著しく下落している場合、価格修正ができる特例措置を平成25年度と26年度も継続するものであります。

次のページのオは、宅地等に課する固定資産税の特例でありまして、附則第12条第1項は、宅地等に係る負担調整措置を平成24年度から26年度まで継続するものであります。

同条第2項は、前年度課税標準額が本則課税額の60%を超える商業地等について、現行制度を平成24年度から26年度まで継続するものです。また、住宅用地について、平成25年度まで前年度課税標準額が本則課税額の90%を超える場合は90%とするものであります。

同条第3項は、前年度課税標準額が本則課税額の20%を下回る宅地等について、現行制度を平成24年度から26年度まで継続するものであります。

《平成24年5月9日》



同条第4項は、住宅用地の据置特例を廃止するものです。ただし、平成24年度と25年度は負担水準90%以上の住宅用地について据置特例を存置するものであります。

同条第5項は、負担水準が60%以上70%以下の商業地等について、現行制度を平成24年度から26年度まで継続するものであります。

同条第6項は、負担水準が70%を超える商業地等について、現行制度を平成24年度から26年度まで継続するものであります。

カは、農地に係る負担調整措置を平成24年度から26年度まで継続するものであります。

次の3ページ、キは、宅地等に課する特別土地保有税の特例を平成24年度から26年度まで継続するものであります。なお、特別土地保有税については、平成15年度以降課税が停止されております。

クは、特例民法法人から移行した一般社団法人等が設置している図書館及び博物館等の固定資産税については、非課税とするものであります。

ケは、東日本大震災により家屋が滅失して居住できなくなった方が、その土地を譲渡する際に受けられる課税の特例について、譲渡期限の要件を3年から7年に延長するものであります。

コは、東日本大震災で所有する家屋が被災したため居住できなくなった方が、住宅を取得する場合、通常の住宅借入金と特別控除にかえて、特例の控除率を適用することができるものであります。

次に、別紙の3ページに戻りまして、附則の施行期日について御説明いたします。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成24年4月1日から適用するものであります。ただし書きの中で一部規定については別に施行期日を定めております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正等が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては参考資料により御説明いたしますので、2ページの次にあります遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

今回の改正は、附則の改正であります。

アにつきましては、宅地等に課する都市計画税の特例でありまして、附則第4項は宅地等に係る負担調整措置を平成24年度から26年度まで継続するものであります。

附則第5項は、前年度課税標準額が本則課税額の60%を超える商業地等について、現行制度を平成24年度から26年度まで継続するものです。また、住宅用地について、平成25年度まで前年度課税標準額が本則課税額の90%を超える場合は90%とするもの

《平成24年5月9日》

であります。

附則第6項は、前年度課税標準額が本則課税額の20%を下回る宅地等について、現行制度を平成24年度から26年度まで継続するものであります。

附則第7項は、住宅用地の据置特例を廃止するものです。ただし、平成24年度と25年度は負担水準が90%以上の住宅用地について据置特例を存置するものであります。

附則第8項は、負担水準が60%以上70%以下の商業地等について、現行制度を平成24年度から26年度まで継続するものであります。

附則第9項は、負担水準が70%を超える商業地等について、現行制度を平成24年度から26年度まで継続するものであります。

次のページのイは、農地に課する都市計画税の特例でありまして、附則第10項は、農地に係る負担調整措置を平成24年度から26年度まで継続するものであります。

附則第11項及び12項は、地方税法附則の項変更に伴う規定の整備であります。

次に、別紙の1ページに戻りまして、附則の施行期日について御説明いたします。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成24年4月1日から適用するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正等が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては参考資料に基づき説明いたしますので、次のページにあります遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

今回の改正は、東日本大震災で被災した居住用財産の譲渡の特例でありまして、譲渡期限が7年に延長されたことに伴い、国民健康保険加入者の長期譲渡所得に係る課税の特例が設けられるものであります。

次に、前のページ、別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成24年4月1日から適用するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

**○副議長（浅水輝彦君）** これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。質疑は、各議案ごとに行います。

これより、議案第1号遠軽町税条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（浅水輝彦君）** 質疑なしと認めます。

《平成24年5月9日》

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正についての質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 何点かおたずねしますけれども、都市計画税条例の今回、附則の関係ですけれども、附則第7号を削るというふうになってはいますが、以前の附則では当該住宅用地の負担水準に関する規定なのですけれども、これを廃止するということは全く影響がないのか、あったとしても軽微なものというふうに解釈できますけれども、もし、軽微なものでもあれば影響が何件で、金額にして幾らぐらい見込んでいるかお知らせください。

○副議長（浅水輝彦君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木光男君） 附則第7項の要項の意味なのですけれども、平成6年から課税標準、土地の評価額というのは国で出しています地価公示価格の7割を基準にするというふうに国のほうから出されております。平成6年以前につきましては、各自治体でばらばらに評価してございました。ですから、平成6年になって国の基準の7割に設定すると急激に税額が上がるということで、毎年前年の5%ずつ税額を上げてきてございます。100%に達したらとまるのですけれども、100%でとめるのではなく、7項で80%でとめてくださいという特例がございました。その80%でとめるという特例を今回廃止するものでございます。24年、25年は80%のものを90%にして、26年で初めて削除をするというふうになってございます。遠軽町内を見ますと、地価公示価格の70%にほとんど達してございます。一部の地域でまだ達していないところがございます。そこら辺の土地が影響がございます。

件数とかはちょっと出せませんが、税額どれくらいこれを廃止することによって影響が出るというのを算出しますと、約10万円ぐらいでございます。1件あたりの納付額にしますと何百円単位ぐらいかと思っております。

以上でございます。

○副議長（浅水輝彦君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） ここで聞くのが適切かどうかわかりませんが、適当でなければそうやって言ってください。

この都市計画税条例ですけれども、遠軽町は100分の0.3、該当する建物、不動産に課税していますけれども、100分の0.3という課税の基準、根拠、こういったものについては当初から0.3%なのですけれども、何か根拠があつての数値でしょうか。それとも、たまたまそういうふうに昔からなつていたということなのではないでしょうか。どうなのでしょう。場所が適当でなければ別の時期にやりますけれども。

○副議長（浅水輝彦君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木光男君） 申しわけないのですけれども、0.3%にしたという経緯は承知してございません。ただ、つくったときには、ほとんどの自治体で0.3%というこ

とで設定をしてございますので、多分その辺から、予測で恐縮なのですけれども、かと思  
います。これ以上について、私ども率については承知してございませんので、またの機会  
にでもお願いをしたいと思います。

○副議長（浅水輝彦君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 0.3%というのは、ほとんどの自治体がそういう例だからと  
いうことで、それ以外の数字もあるので、数値の根拠というのは、全くよその  
自治体の前例を持ってきたというふうに解釈していいのですか。課長はそういう見解です  
よね。

○副議長（浅水輝彦君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木光男君） その辺、なぜ0.3%にしたかという経緯は、私も承知して  
ございません。この条例をつくったときの、そのときの経緯というのが決議書あたりに出  
ているのかなと思いますけれども、そこまで私は調べてございません。多分ここにいる職  
員皆さんについても、その辺の経緯は、なぜそこにおさまったという経緯は把握していな  
いかと思います。

以上でございます。

○副議長（浅水輝彦君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、各議案ごとに採決を行います。

これより、議案第1号遠軽町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(浅水輝彦君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第4号

○副議長(浅水輝彦君) 日程第7 議案第4号平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長(太田 守君) 議案第4号平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,418万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億4,918万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

18款繰入金につきましては1,418万5,000円追加し、総額を1億593万4,000円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計136億3,500万円に1,418万5,000円を追加し、総額を136億4,918万5,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に139万9,000円追加し、総額を27億1,644万5,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、2項清掃費に789万6,000円追加し、総額を10億2,825万3,000円とするものです。

10款教育費につきましては、4項学校給食費に489万円追加し、総額を9億7,255万円とするものです。

これによりまして、歳出合計136億3,500万円に1,418万5,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の136億4,918万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費139万9,000円につき

《平成24年5月9日》

ましては、東日本大震災の被災地への職員派遣に係る普通旅費の追加でありまして、4月から1年間、岩手県宮古市において被災者の健康保持活動などを行うため、保健師6人を派遣するものです。

4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費、リサイクル推進事業789万6,000円につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の追加でありまして、3月22日、湧別町上湧別の遠軽地区広域組合リサイクルセンター内にある発泡スチロール減容機から出火した火災により、使用不能となった機械などの更新に伴う遠軽町分の負担金です。

10款教育費4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食施設管理事業489万円につきましては、4月24日、丸瀬布学校給食センターの給食配送車が国道での接触事故により使用不能となったため、新たな給食配送車を購入する経費として、手数料、自動車損害保険料、備品購入費、自動車重量税のほか、車両納入までの配送業務に使用する代替車両の自動車借上料を計上するものです。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開き願います。

## 2、歳入。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金、1,418万5,000円につきましては財政調整基金繰入金の追加です。

以上で説明を終わります。

○副議長（浅水輝彦君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 4款衛生費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 10款教育費、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 以上で、質疑を終わります。

これより、議案第4号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅水輝彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

《平成24年5月9日》

---

◎閉会宣告

○副議長（浅水輝彦君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、平成24年第2回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

副 議 長 浅水輝彦

署 名 議 員 石田通介

署 名 議 員 荒井 範明